

教育のDXを加速する著作権制度 ～授業目的公衆送信補償金制度について～

2021年1月29日
文化庁著作権課
著作物流通推進室長
日比 謙一郎



著作権法によって定められた、
ICTを活用した教育を推進するために

著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス
をとった制度。

著作物の利用円滑化

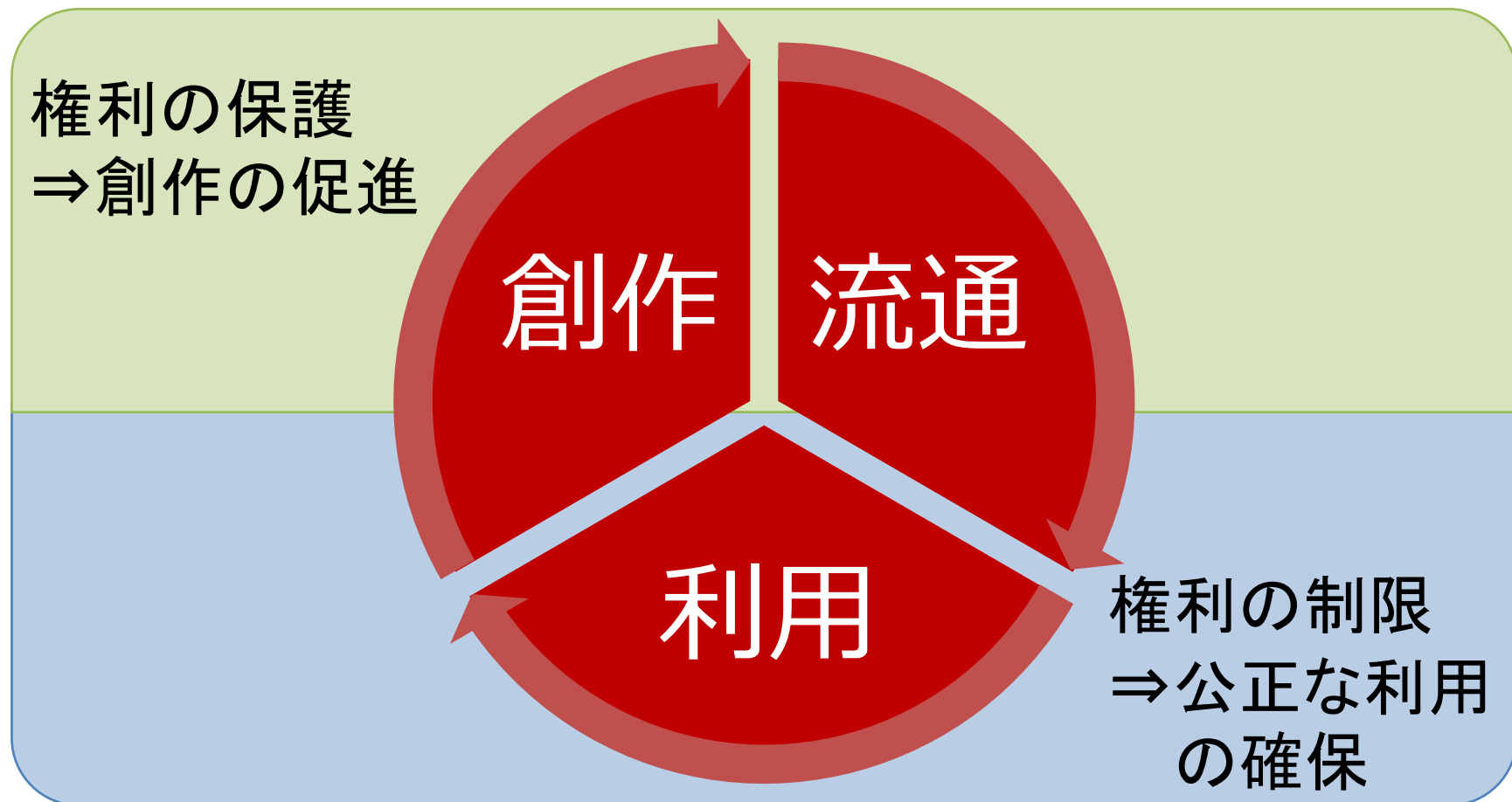


著作権者の利益保護

そもそも「著作権」とは（著作権法の目的）

● 著作権法の目的（著作権法第1条）

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。



「著作権を持っている」とは

著作権を持っている（権利者である）とは、

- 誰に、いくらで、どういう条件で利用させるかを決めることができる
- 他人が無許可で著作物を利用（コピー／上映／ネット配信…など）することを禁止できる



著作物を利用したい人
（利用者）



著作権を持っている人（権利者）
例：作家や作曲家などのクリエイターなど

➡ 他人の著作物をコピーしたり、ネット配信したりするなどの利用をするには、原則、著作物毎に許可（許諾）を得ることが必要

では何故、学校で許諾を得ずにコピーを配ることができるのか

一定の条件を満たすと、著作権を持っている人（権利者）の権利が制限される = **権利者が「ダメ」と言えない場合**がある。

一定の条件で権利が使えなくなる



著作物を利用したい人
(利用者)



著作権を持っている人（権利者）
例：作家や作曲家などのクリエイターなど

➡ **著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）** などにより、一定の条件を満たせば、無許諾でコピーを配るなどの利用ができる

どういった場合に著作権法第35条の条件は満たされるのか

著作権法第35条が適用されるには以下のような条件を満たすことが必要。

① 対象施設（どこで？）

学校その他の教育機関（営利を目的としないもの） ※ 塾・予備校（認可なし）は×
つまり、幼稚園や保育所、小中高校、大学、専門学校、公民館、図書館、美術館などは○

② 対象主体（誰が？）

教育を担任する者（教員等） + 授業を受ける者（児童・生徒・学生等）
※ 教員等の指示の下、事務職員等の補助者が行うことも可
※ 教育委員会等の組織が主体となるのは×

③ 利用の目的・限度（どういう目的？）

「授業の過程」における利用に必要と認められる限度
※ 教育課程外の教育活動（例：部活動）も含まれるが、職員会議などは×
※ その授業と関係のない他の教員・教育機関と共有するのは×
※ その授業で取り扱う範囲を超えてコピー・送信するのは×

④ 対象行為（どんな使い方？）

複製、公衆送信、公衆送信を受信して公に伝達

授業目的公衆送信補償金制度
の開始でここが変わった

⑤ 権利者利益への影響

その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
※ 教科書の履修期間におけるコピー・送信は○
※ ドリル・ワークブックなど、児童生徒等の購入を想定した著作物のコピー・送信は×

授業目的公衆送信補償金制度で何が変わったのか（開始前）

この制度が開始される前は、利用者は「複製」と「一部の公衆送信」のみ無許諾・無償で行えた。

無許諾・無償

（著作権法第35条第1項）

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



（著作権法第35条第3項）

遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用する資料や講義映像を遠隔合同授業等（同時中継）で他の会場に送信



同時中継 遠隔地の会場



要許諾 （権利者毎に個別に許諾を得る必要）

（著作権法第35条第1項・第2項）

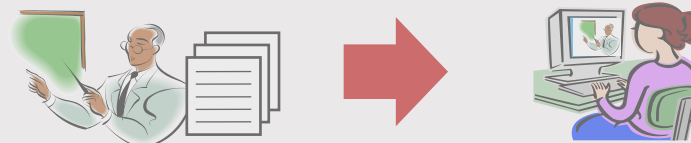
平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

授業目的公衆送信補償金制度で何が変わったのか（開始後）

この制度が開始されることで、利用者は「**その他の公衆送信全て**」を**無許諾・有償**で行えるように。

無許諾・無償

(著作権法第35条第1項)

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



(著作権法第35条第3項)

遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使った資料や講義映像を遠隔合同授業等(同時中継)で他の会場に送信



同時中継 遠隔地の会場



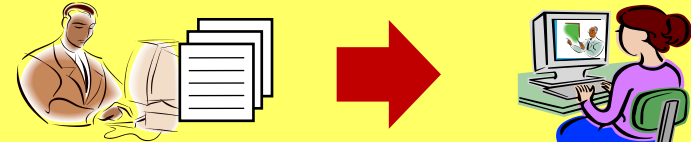
無許諾・有償 (文化庁が認可する補償金)

(著作権法第35条第1項・第2項)

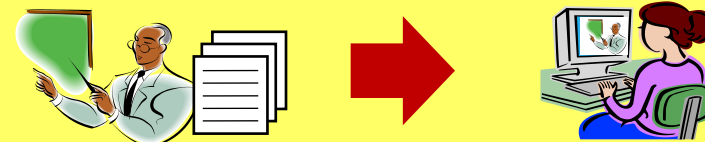
平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

対面授業と遠隔授業との相違点

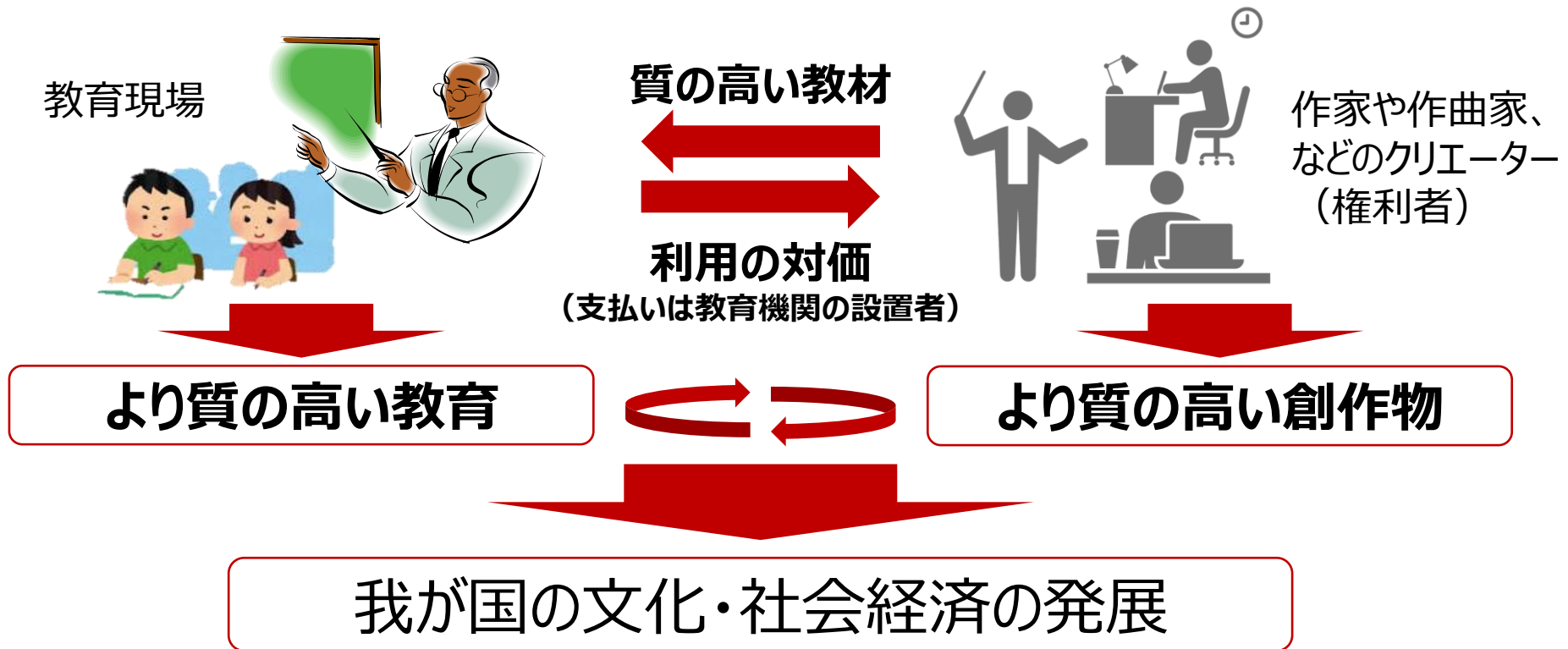
- 著作権は法律で認められた私権であり、著作物の複製や公衆送信といった利用行為ごとに権利が及ぶというのが国際的なルール。外国の著作物利用への対価還元も必要。

	日本	ヨーロッパ (ドイツ、フランスなど)
複製 (対面授業)	紙の複製・配布： 無許諾＋無償 ※現行法制定時（昭和45年）の印刷技術が前提（広がる範囲が限定的）。 ⇒ 本来有償 のところ、法改正時は、 教育現場の混乱を避けるため、無償を継続 。	有償
公衆送信 (遠隔授業)	許諾権に基づく対価（権利者毎の使用料） ↓ 無許諾＋文化庁が認可する適正な額の補償金 ※ <u>ネット送信はその広がり</u> に制約がなく、複製より権利者への不利益が大きい。	有償

制度の意義①

著作物等の教育利用におけるクリエイション・エコシステム

- 非営利の教育活動であっても、コンテンツのコピーや送信をされると書籍や論文などの売上げにも影響。
- 作家や作曲家などの**クリエイターは、創作時に汗をかき、創作物の対価により次の創作**を行う。
適切な対価還元により**創作が活性化され、質の高いコンテンツが生み出される**。
- これを教育現場で教材等に活用することで、**教育の質の向上が図られるという好循環**につながる。



※ 補償金額については、**法改正の際の附帯決議において「妥当な水準」に設定することとされている。**

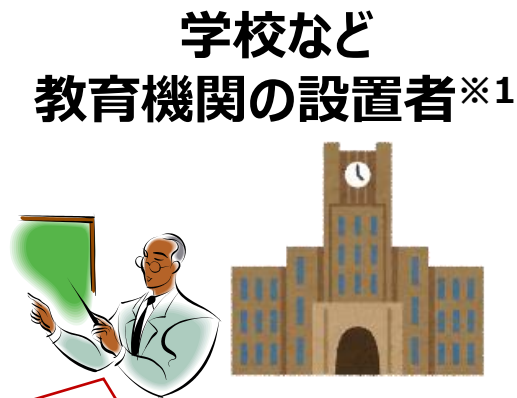
※ 文化庁が定める認可基準においては、営利事業等とは異なる特性への配慮や、教育機関の種別等に応じた著作物利用の現状とニーズの見通しなどに照らし、額の水準を判断することとしている。

制度の意義②

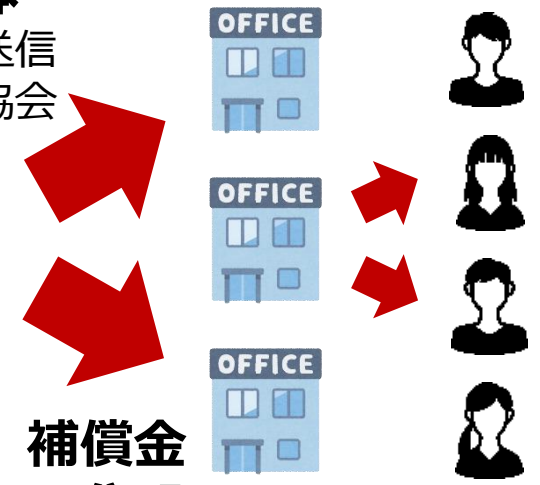
教育向けのコンテンツのサブスクリプションサービス

- あらゆる種類の著作物利用についてワンストップの指定管理団体を通じ権利の一括処理が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、教育などの未来への投資に生かす。
- 一方、作家や作曲家などクリエイターへの対価還元により次なる創作を促す。

許諾権の制限とワンストップの窓口
コンテンツの定額利用サービス



分配業務受託団体
(著作権等管理事業者等)



補償金の
分配

作家や作曲家
などの権利者

- 利用のための許諾が不要
⇒権利者を探さなくていい
⇒利用を断られない
- 早くて簡便な手続
⇒授業準備に余分な手間を取らない
⇒教員や児童生徒は手続き不要

1人年間数百円
(珈琲1杯分)程度
で何度でも利用可能

(補償金額については、指定管理団体が教育機関の設置者代表からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可。)

※1：著作権法第35条第1項・第2項。 ※2：著作権法第104条の12。

- 2006年に授業のための公衆送信を権利制限の対象にすることを文化審議会において検討。しかし、**教育関係団体としての意見集約がなされなかったこと**などから結論に至らず。
- 2014年度から文化審議会ですべて改めて議論。権利者と教育機関との利害調整は困難を極めたが、**約4年間かけてようやく両当事者※が合意**。（2017年4月文化審議会著作権分科会報告書）
- 2018年の通常国会において本制度の創設を盛り込んだ法案が**賛成多数で可決・公布**。
- 2018年度より、新制度のガイドライン等を当事者間で策定するための「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」を開催。本フォーラムには、**権利者団体と国公立の学校種毎の教育機関の設置者等が参加**。ここでは**有償の補償金を前提として、新制度によりどのような利用が可能となるかなどを整理**。
- 新型コロナウイルス感染症の流行という事態の緊急性・重要性に鑑み、**2020年度に限って特例的に補償金額を無償**に。クリエイターにとって特例的な配慮。
- 2021年度からの本格実施に向け、**2020年8～9月に指定管理団体により教育機関の設置者団体に意見聴取**を行い、その結果も踏まえ**2020年9月末に文化庁に対して補償金額の認可申請**。文化審議会における議論を経て、**2020年12月18日に補償金額を文化庁長官が認可**。

改正法の施行期限である**2021年度以降は有償で本制度を開始**

※：教育の情報化の推進に関する当事者間協議において議論。教育関係者からは、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、権利者団体からは学術著作権協会、日本書籍出版協会、日本写真著作権協会、日本文藝家協会、日本新聞協会が参加。また平成28年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第4回）には、初等中等教育関係団体（全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長会、日本私立小学校連合会、日本私立中学高等学校連合会、全国国立大学附属学校連盟）、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国専修学校各種学校総連合会が意見書を提出の上、合意。

指定管理団体（SARTRAS）について

- 授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できる（第104条の11）。
- 2019年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が指定管理団体として指定された。

協会の概要

名称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

英名：Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons

略称：SARTRAS（サートラス）

設立：2019年1月22日設立

代表理事：土肥一史

（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）



〔目的〕

本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔実施する事業〕

- (1) 著作権法（以下「法」という。）第104条の1 3 第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

社員一覧（2020年1月末時点）

社員	構成員団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作者連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版梓会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムについて

- 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」として、権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいる。
- 平成30年度より、①補償金の支払等 ②教育現場における普及啓発 ③著作権法の解釈に関するガイドライン ④補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされている。
- ③について、「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」を2020年12月に公表。

総合フォーラム

専門フォーラムからの検討結果を議論

平成30年11月開始

専門フォーラム

- ① 教育利用の補償金の支払等について
- ② 教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について
- ③ 著作権法の解釈に関するガイドラインについて
- ④ 補償金制度を補完するライセンス環境について

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの構成団体・構成員例

利用者側（総合フォーラム委員）

- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 一般社団法人国立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 一般社団法人公立大学協会
- 国立高等専門学校機構
- 全国公立短期大学協会
- 全国専修学校各種学校総連合会

権利者側

- 一般社団法人日本写真著作権協会
- 一般社団法人日本書籍出版協会
- 日本放送協会
- 協同組合日本脚本家連盟
- 一般社団法人日本雑誌協会
- 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- 一般社団法人日本音楽著作権協会
- 一般社団法人日本レコード協会
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 一般社団法人日本新聞協会
- 一般社団法人日本美術著作権連合
- 公益社団法人日本文藝家協会
- 一般社団法人学術著作権協会

その他 有識者 関係団体 等

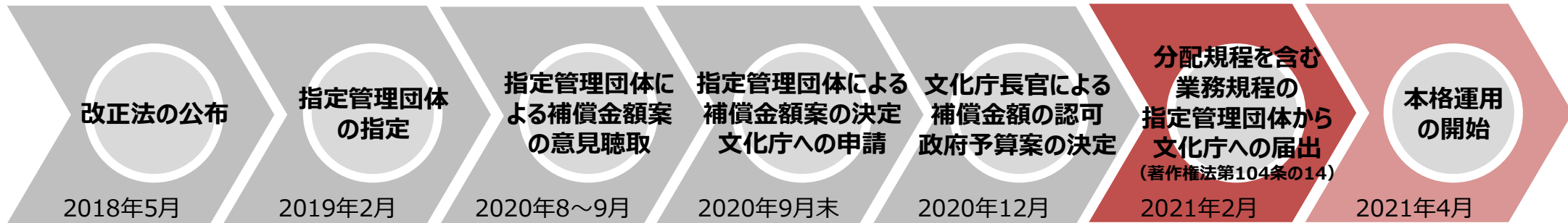
著作権法第35条運用指針の主な内容

- 授業を目的とする著作物利用についての著作権法の解釈に関するガイドラインを下記のような例示を含めて「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が策定し、公表。

用語	対象の例	対象外の例
公衆送信	学外に設置されているサーバーに保存された著作物の送信 多数の履修者等への著作物のメール送信	学校の同一の敷地内に設置されているサーバーを用いて行われる校内での送信 (公衆送信に該当せず、無許諾・無償。)
学校その他の教育機関	幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、 公民館、博物館、美術館、図書館 等	営利目的の会社や個人経営の教育施設 企業等の研修施設
授業	講義、実習、演習、ゼミ、部活動、課外活動、学校が主催する公開講座	教職員会議、保護者会
教育を担当する者	教諭、教授、講師、教員等 教諭等の指示を受けて公衆送信を行う補助者	(教育委員会)
授業を受ける者	児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等 履修者等の求めに応じ公衆送信を行う補助者	
必要と認められる限度	クラス単位や授業単位までの数の複製・送信 授業参観の参加者への資料の複製・送信	(ウェブサイト等での一般公開)
著作権者の利益を不当に害する場合	(不当に害する可能性が低い例) ● 採択された検定教科書の当該教科履修期間における複製・公衆送信 ● 短歌や写真等の1著作物の全部の複製・公衆送信	(不当に害する可能性が高い例) ● 学習用の市販のソフトウェアを1ライセンスのみ購入し、児童・生徒に公衆送信 ● ドリルや問題集を購入の代替となるような態様で複製・配信

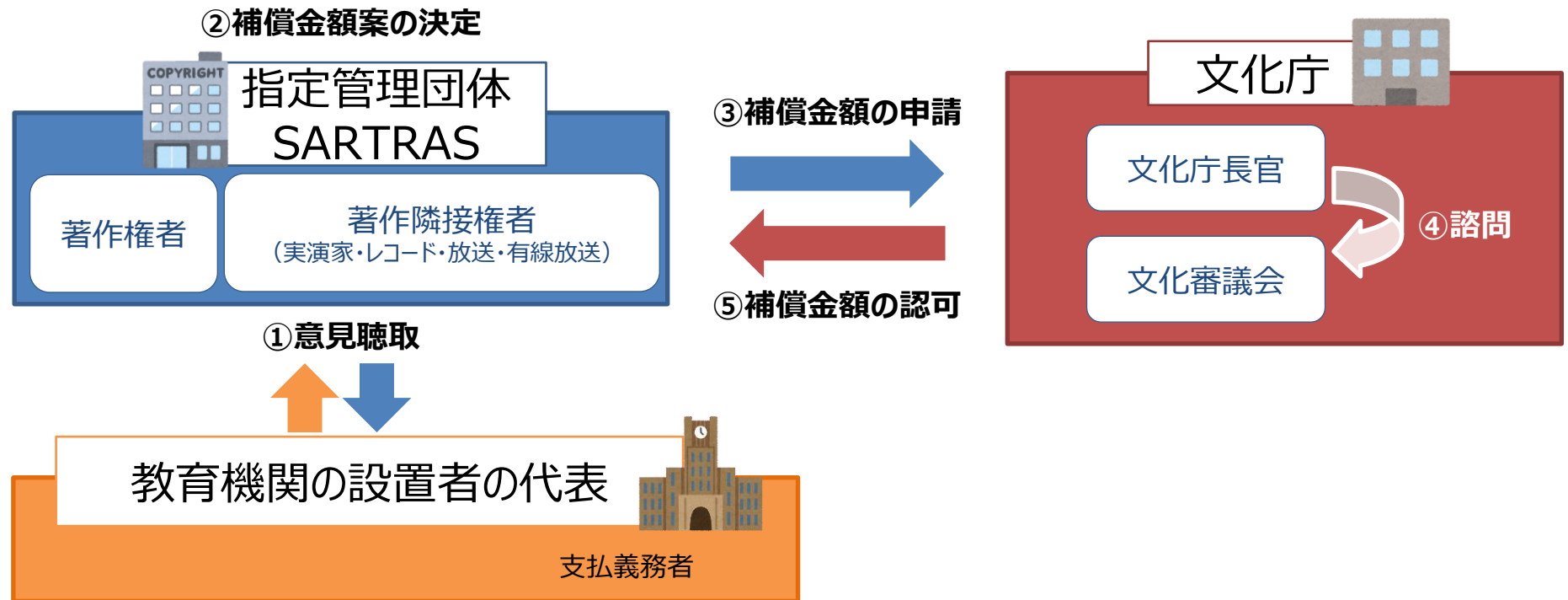
授業目的公衆送信補償金制度の本格運用までの流れ

本格実施までのプロセス



※2020年4月28日に早期施行。2020年度に限り補償金額は零円。

補償金額の決定プロセス (著作権法第104条の13)



認可された補償金額の概要



- **意見聴取期間** 2020年8月6日～9月23日
- **認可申請** 2020年9月30日 ⇒ **12月18日 文化庁長官認可**
- **認可された補償金額**

■ 補償金の料金体系と金額

- ① 学校種別の年間包括料金※1 (公衆送信の回数は無制限)
授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額
 - 大学 720円 (月平均60円)
 - 高校 420円 (月平均35円)
 - 中学校 180円 (月平均15円)
 - 小学校 120円 (月平均10円)
 - 幼稚園 60円 (月平均 5円)
 - 社会教育施設、公開講座等
30人を定員とする1講座・講習を1回の授業として、**授業毎に300円**
- ② 公衆送信の都度支払う場合の料金
1回・1人当たり10円
(対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送毎)
※前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出

■ 補償金額の算出根拠

著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出

■ 定期的な見直し

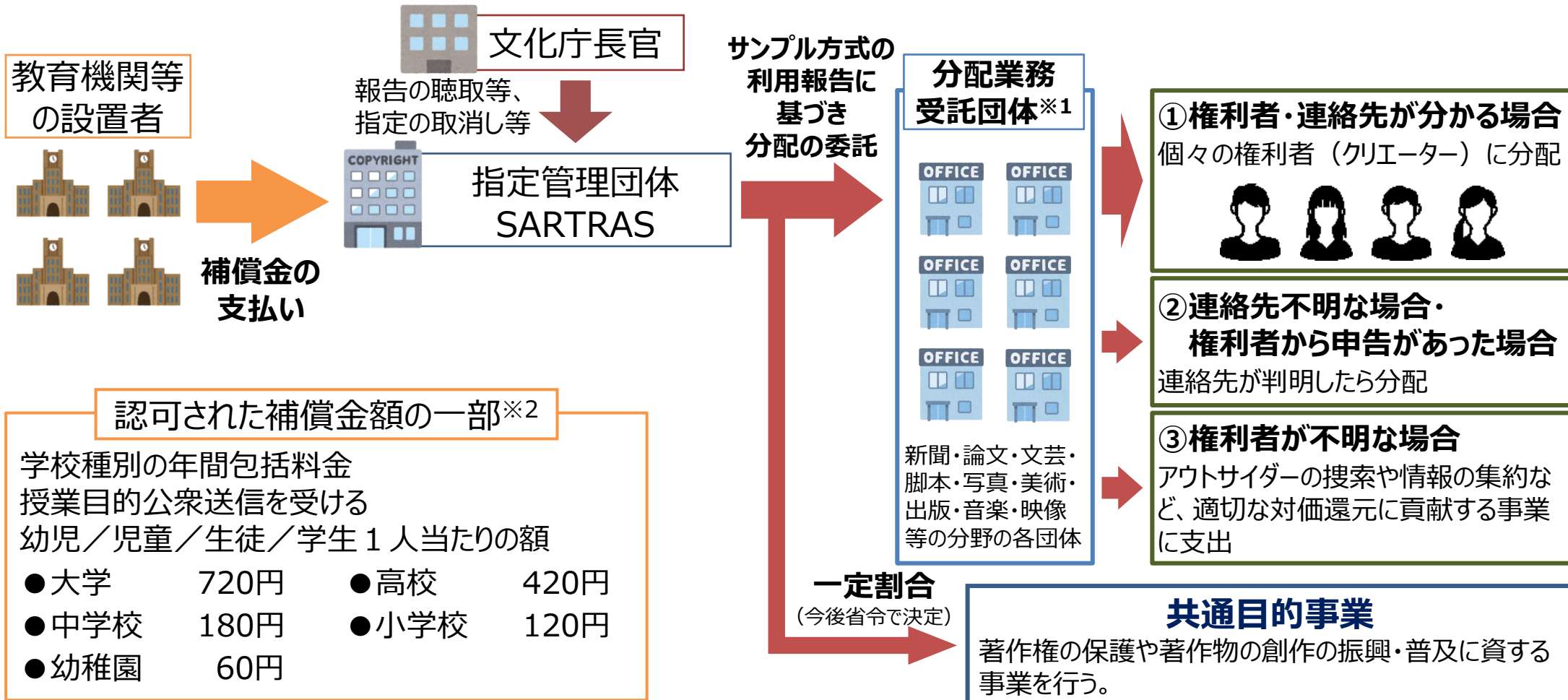
3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる

※1：学部や学科、学年、クラス別に支払いの有無を区分可能。

人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する教育機関や通信制教育機関、特別支援学校・学級、履修証明プログラムの履修者、科目等履修生については50%減額。

補償金の分配スキームの概要

- 令和2年度内の早期に**分配規程を含む業務規程**が指定管理団体から文化庁に届出される予定。
- サンプル方式による利用報告に基づき、著作物の**分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託**し、受託団体が**できる限り個別の権利者に分配**。**権利者に分配できない場合が一定程度あることを踏まえ、クリエイターや教育全体の利益に資する事業に支出**。



※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分野を網羅する団体がない場合は、その設立支援を行う。

※2：学校種別の詳細な補償金額は補償金規程を参照。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（2020年4月20日閣議決定）

IV. 強靱な経済構造の構築

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

・授業目的公衆送信補償金制度の早期施行（文部科学省）

○遠隔教育について実施すべき事項

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

（5）オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする著作権法の一部を改正する法律は公布日（平成30年5月25日）から3年以内に施行されるとなっているところ、これを即時に施行するとともに、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

●文部科学省における支援の状況

文部科学省では、認可された補償金額をベースとして、公立学校等については地方財政措置を講じ、国立大学等や私立学校等については、運営費交付金や私学助成といった基盤的経費の2021年度予算案に補償金の支払いに必要な経費を計上。

対象別、設置者別の財政支援の状況

対象	補償金額	設置者		
		国立	公立	私立
大学（短大・高専（4年生以上）を含む）	720円	運営費交付金	地方財政措置	私立大学等経常費補助金
高等学校（高専（1～3年生）を含む）	420円	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金 + 地方財政措置
中学校	180円	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金 + 地方財政措置
小学校	120円	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金 + 地方財政措置
幼稚園等	60円	運営費交付金	地方財政措置	施設型給付又は 私立高等学校等経常費助成費補助金 + 地方財政措置
特別支援学校※	上記の半額	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金
専修学校・各種学校	専門課程720円 高等課程420円 一般課程及び各種学校 上記の各教育段階に応じた額	運営費交付金	地方財政措置	地方財政措置

※：視覚障害者・聴覚障害者のための複製等（著作権法第37条・第37条の2）に該当する場合は無償。

- 授業目的公衆送信補償金制度の内容について

- 【担当】文化庁 著作権課 著作物流通推進室（内線2847）

- 財政支援について

- 1. 初等中等教育

- 国立大学附属学校

- 【担当】高等教育局 国立大学法人支援課 総括係（内線3339）

- 公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

- 【担当】初等中等教育局 情報教育・外国語教育課 企画係（内線2004）

- 私立高等学校等

- 【担当】高等教育局 私学部 私学助成課 助成第四係（内線2547）

- 2. 高等教育

- 国立大学等

- 【担当】高等教育局 国立大学法人支援課 総括係（内線3339）

- 公立大学等

- 【担当】高等教育局 大学振興課 公立大学係（内線3370）

- 私立大学等

- 【担当】高等教育局 私学部 私学助成課 助成第一係（内線2028）

- 国立高等専門学校

- 【担当】高等教育局 専門教育課 高等専門学校係（内線3347）

- 公私立専修学校

- 【担当】総合教育政策局 専修学校教育振興室 専修学校第二係（内線2938）

- 3. 社会教育等

- 公立社会教育施設

- 【担当】総合教育政策局 地域学習推進課 地域学習推進係（内線2967）

- 教育研修センター

- 【担当】総合教育政策局 教育人材政策課 庶務・助成係（内線2959）

1. Withコロナ、Postコロナ時代において、
**優れたコンテンツに基づくオンライン教育を推進する上で、
本制度はますます重要**となってきました。
2. 文部科学省と関係者が強力に推進する
GIGAスクール構想の基礎となる仕組みです。
3. **教育現場が著作物利用を委縮せず**に
ICTを活用した教育を進めていくためにも、
設置者において支払い義務を適切に果たすことが大切
であると考えています。

- 文化庁 授業目的公衆送信補償金の額の認可について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html>



←補償金額の認可の内容等についてはこちら

- 指定管理団体（SARTRAS）認可関係資料

<https://sartras.or.jp/ninka/>



←補償金規程等についてはこちら

- 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」を公表

<https://forum.sartras.or.jp/info/005/>



←授業を目的とする著作物利用に関するガイドラインはこちら